

都道府県リエゾン制度の多角的評価に基づく考察 -リエゾンへの質問紙調査を通じて-

Considerations Based on a Multifaceted Evaluation of Prefectural Liaison Systems Through a Questionnaire Survey to Liaison Officers

藤原宏之^{1,2}, 辻岡 綾³, 岸江 竜彦⁴, 竹之内 健介⁵, 宇田川 真之³, 川口 淳⁶
Hiroyuki FUJIWARA^{1,2}, Aya TSUJIOKA³, Tatsuhiko KISHIE⁴,
Kensuke TAKENOUCI⁵, Saneyuki UDAGAWA³, and Jun KAWAGUCHI⁶

¹伊勢市役所

Ise City Local Government

²三重大学大学院 地域イノベーション学研究科 博士前期課程

Master Course Student, Graduate School of Regional Innovation Studies, Mie University

³国立研究開発法人 防災科学技術研究所 災害過程研究部門

Disaster Resilience Research Division, National Research Institute for Earth Science and Disaster Resilience

⁴三重県庁

Mie Prefectural Government

⁵香川大学 創造工学部

Faculty of Engineering and Design, Kagawa University

⁶三重大学大学院 工学研究科

Graduate School of Engineering, Mie University

It is unclear what type of officials are appointed as liaison officers in prefectures and how they perceive their role. Therefore, to increase the validity of the findings obtained from the perspective of liaison system personnel in previous studies, we conducted a questionnaire survey of liaison officers. After confirming that similar findings were suggested from the perspective of the liaisons officers, measures to increase the effectiveness of the liaison system were examined. A unique feature of this study is that the liaison system was evaluated from multiple perspectives.

Keywords: *liaison officer, prefecture, intelligence cycle, KJ method*

1. はじめに

(1) 研究背景

都道府県は、管内の市区町村が被災すると災害救助法の適用や、応援職員の派遣調整などの被災自治体を支援するための業務を行うことを地域防災計画に定めている(例えば¹⁾). このような業務を実行するための情報が不足する場合には、職員派遣などの手段で被害情報の把握に努めなくてはならない²⁾. 実際、熊本県は令和2年7月豪雨の対応で被災自治体に情報連絡員を派遣し、被災自治体の首長から、その活動に対して高い評価を得ている³⁾. 一方で、愛媛県の平成30年7月豪雨の対応では、情報収集を目的に派遣した職員が若手で災害対応の知識が不足し、マニュアルが未整備だったことから、本庁・地域機関・市町との情報共有が有効に進まなかったことを紅谷⁴⁾が報告している。

このような情報収集などを目的とした都道府県職員の派遣制度は、法に基づく制度ではないことから制度に差異があることが確認されている。木山⁵⁾は「リエゾン」や「情報連絡員」などと呼称される職員(以下職員を指す場合は「リエゾン」とし、制度を指す場合は「リエゾン制度」とし、平時にリエゾン制度を所管する担当者を「リエゾン担当者」とする。)は、全ての都道府県で実

態として、派遣を行う体制が構築されていることを確認している。さらに、44の都道府県では「被災市区町村に対する外部支援の必要性」について確認(または判断)を行う役割が含まれており、3の都道府県では役割に含まれていないことを確認している。このことから、都道府県によってリエゾンが担う役割の範囲に差異があることが示唆されている。

一方で、どのような職員がリエゾンに任命され、与えられた役割に対して、どのように認識しているのかは不明確である。実際に現場へ派遣されるリエゾンは、リエゾン制度に対して、どのような認識を持っているのだろうか。リエゾンが行う活動の実効性を高めるためには、リエゾンの認識を踏まえてリエゾン制度や研修などの設計を行うことが求められる。

(2) 先行研究

都道府県の役割や取り組みを研究で取り上げたものは、紅谷⁴⁾が指摘するように限られている。その中でも都道府県のリエゾンに関する先行研究を確認する。

前述の紅谷⁴⁾は、リエゾンを受け入れた被災自治体が、災害対応にどのような効果があったのかを確認している。リエゾンを災害時に受け入れた15の市町村に対して、有効性を確認したところ、役に立った傾向の回答が7割を占

めたが、一方で、反対の意見も見受けられた。このことから、リエゾン派遣の内容や水準にばらつきがあることを指摘している。藤原ら⁶⁾は、リエゾンに求める役割と活動の要点を提案している。リエゾン制度に差異がある三重県と奈良県を対象として、リエゾン担当者から見たリエゾン制度の現状と課題を明らかにし、2つの制度の比較分析を通じて、リエゾンに求められる情報収集や調整の要点を提案している。しかし、これらの先行研究は、リエゾン制度を運用する県のリエゾン担当者や一部の市町村担当者からの視点でしか評価されておらず、リエゾンからの視点が含まれていない。よって、本研究では、リエゾンへの調査を通じて、実態の把握を試み、先行研究とは異なった視点からリエゾン制度を評価する。リエゾンの視点によるリエゾン制度の実態像を明らかにすることは、リエゾン制度の実効性を高めるために重要な視点となり得る。

(3) 研究目的

本研究は、リエゾンの任命状況の実態を把握したうえで、藤原ら⁶⁾がリエゾン担当者へのヒアリング調査を通じて得た知見を対象として、リエゾンを対象に質問紙調査を行った結果を基に、同じ結果が得られるのかを評価し、知見の妥当性を高めることを目的とする。また、結果を踏まえてリエゾン制度の実効性を高める対策を検討する。知見の妥当性を評価する意義は、藤原ら⁶⁾が、質的研究で生成した知見を多角的に評価することで、リエゾン担当者の一方の視点からリエゾン制度を評価した偏りを軽減し、知見の妥当性を高めることにある。本研究における知見の妥当性とは、佐藤⁷⁾が「調査の全プロセスを経て得られた総合的な結論がリサーチ・クエスチョンに対応する答えとしてどれだけ適切なものになっているか」と説明するものを指す。

研究目的を達成するために、藤原ら⁶⁾と同じ研究対象（リエゾン制度）を、異なる視点（リエゾン）から、異なる方法（質問紙調査）で得られたデータで分析し、藤原ら⁶⁾とは異なる証拠の提示を試みる。これは、佐藤⁸⁾が、本研究のように、同じ研究対象に対して異なる視点を取るアプローチ（トライアングレーション）の科学的探究法としての意味を「複数の証拠を組み合わせた重ね合わせたりすることによって、推論の根拠を確かなものにし、またその妥当性を高める」と説明していることによるものである。

本研究で対象とする知見は以下の3点である。

- 知見①「情報過程¹⁾が整理され、リエゾンが収集する情報の位置付けが明確になっている状態が望ましい」
- 知見②「リエゾンに求められる役割が発災覚知の前後で変化する」
- 知見③「災害対策本部の運営支援の役割はリエゾンが担うことは難しい」

知見の相互関係を藤原ら⁶⁾の考察を基に整理した結果は次のとおりである。「都道府県の情報過程が整理され、被災自治体でリエゾンが収集する情報の位置付けが明確になっている状態であれば、都道府県が意思決定するために必要な情報を能動的に収集することができる。発災覚知前後でリエゾンに求められる主な役割が情報収集から調整に変化する。情報収集は被災自治体単独での災害対応が困難となる情報の抽出が要点であり、調整は都道府県の総合窓口の機能を担うことが要点となる。これらの役割を果たすために、災害対策本部の運営支援を行う

職員は、リエゾンとは別の制度設計で派遣する。」これらは、リエゾン担当者の視点から見たリエゾン制度の現状と課題の評価を通じて得られた知見であることから、リエゾン制度の実効性を高める手掛かりになり得る。

本研究の特徴は、知見が十分に蓄積されていないリエゾン制度を対象としている点と、実際に被災自治体へ派遣されるリエゾンの視点からリエゾン制度を評価している点である。

以下、第2章では分析対象と分析に用いたデータおよび、分析対象とした2県の制度の差異を確認する。第3章では、質問紙調査の分析結果を確認し、第4章でリエゾン制度の実効性を高める対策を検討する。

2. 研究方法

(1) 分析対象

本研究では、三重県と奈良県の2県のリエゾンを対象とする。これにより、藤原ら⁶⁾が三重県と奈良県のリエゾン担当者へのヒアリングを通じて得た知見を、異なる視点から評価することができる。また、2つの異なるリエゾン制度によって任命されたリエゾンの認識を比較することによって、制度設計が与える影響を踏まえて、リエゾン制度の実効性を高める対策を検討できると想定して分析対象を選定した。なお、藤原ら⁶⁾の事前調査の結果から、両県とも平成24年度からリエゾン制度の運用が開始されていることがわかっている。三重県は制度の運用開始から制度の変更はない²⁾。一方で、奈良県は制度の見直しを経て令和3年度から新制度が運用されている。

リエゾンの任命状況と役割の範囲を確認しておく。三重県は134名をリエゾンに任命している。各所属からのリエゾンの推薦は、防災担当経験や被災自治体への派遣経験を考慮するように依頼が行われている。三重県のリエゾンは情報収集から災害対策本部の運営支援までの広範囲を担う。職位によって役割は変化しない。奈良県は「支援員」と呼ばれる係長以下の職員117名と、「総括」と呼ばれる管理職の20名をリエゾンに任命している。各所属からのリエゾンの推薦は、防災担当経験を考慮するように依頼が行われている。「支援員」は、主に情報収集を担い、「総括」は、主に調整を担う。つまり、職位に合わせた役割が与えられている。

(2) データ

a) 質問紙調査の概要

質問紙を三重県と奈良県のリエゾン担当者を通じてリエゾンに配布し、WEB回答の方法で調査を実施した。質問紙調査の概要を表1に示す。三重県は有効回答数58(43%)であった。奈良県は有効回答59(43%)であった。

表1 質問紙調査の概要

対象県	三重県	奈良県
対象数	134名	137名
調査方法	県のリエゾン担当者を通じて リエゾンに配布 WEB回答	
調査時期	2022年11月14日送付 回答締切12月9日	
有効回答	58(43%)	59(43%)

b) 質問紙調査の設問項目

質問紙調査の主な設問は、回答者属性に加えて、「フェーズごとの役割認識」、「県庁で被災自治体の支援を判断するために活用されている情報の認識」、「支援の役割の認識」とした。質問内容の詳細と回答方法については、第3章でそれぞれ確認する。

c) 欠損値の処理

設問ごとで未回答の回答者が確認されたため、集計では欠損値として処理した。よって、項目ごとに回答者数が異なることに留意いただきたい。

(3) 三重県と奈良県のリエゾン制度の差異

本章以降では、調査に基づいて制度設計の影響を確認していくことから、三重県と奈良県のリエゾン制度について、検証対象とする3つの知見ごとにまとめておく(表2)。

まず、知見①に関連する制度の状況を確認する。三重県は、市町の支援を決定するための情報が決められていないことから、何を、いつ、決断するための情報を収集すべきかをリエゾンに示すことができていない。つまり、支援を決定するための情報過程が整理できていない。奈良県は、リエゾンに県災害対策本部への報告の必要性の判断などの簡易な判断以外は求めないことを明確にしている。その上で、総務省が作成した市町村行政機能チェックリスト⁹⁾(以下「チェックリスト」とする。)を基に情報収集を行い、県災害対策本部で支援の必要性の有無を判断できるように情報過程の設計が行われている。なお、チェックリストによる評価と総務省への報告は、被災市町村に対する効果的な応援職員の派遣等の支援に繋げることがねらいとされている⁹⁾。

次に、知見②に関連する制度の状況を確認する。三重県では、リエゾンを派遣する段階を情報収集の段階と支援の段階があると考えられている。支援の段階に移行する契機は、被災自治体からの支援要請と考えられている。調整の役割は情報収集から支援の段階に共通して担う。ただし、リエゾン制度上では段階的にリエゾンが派遣される設計にはなっていないため、状況に合わせたリエゾンの派遣の位置付けは不明確である。奈良県は、大規模災害発生を契機に情報収集から調整に役割が変化すると考えられている。まず、情報収集を担う「支援員」を派遣し、大規模災害発生を契機に調整を担う「総括」を追加で派遣することを明確にしている。

次に、知見③に関連する制度の状況を確認する。三重県は「市町災害対策本部運営にかかる支援及び助言」をリエゾンの役割に位置付けている。奈良県は、リエゾンの役割に市町村の災害対策本部の運営支援は含まれていない。

表2 三重県と奈良県のリエゾン制度の差異

知見	対象となるリエゾン制度	三重県	奈良県
【知見①】情報過程が整理され、リエゾンが収集する情報の位置付けが明確になっている状態が望ましい	情報収集用の様式を提示	×	○
【知見②】リエゾンに求められる役割が発災直後の前後で変化する	状況に合わせたリエゾンの派遣	不明確	明確
【知見③】災害対策本部の運営支援の役割はリエゾンが担うことは難しい	災害対策本部の運営支援が役割に含まれる	○	×

3. 結果

(1) リエゾンの任命状況の実態確認

リエゾンの任命状況は、各知見の背景を理解するための基礎的な情報となることから、まず、リエゾンの属性に関する集計結果を設問ごとに確認する。

a) 性別

図1に性別の集計結果を示す。両県とも男性が80%を超えていることを確認できる。リエゾンに任命されている職員の多くは男性であることが示唆された。

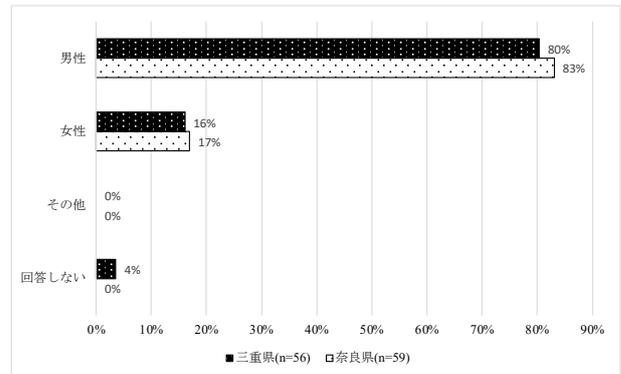


図1 性別

b) 年代

図2に年代の集計結果を示す。両県とも30代の職員が最も多く、入庁後間もない10代と20代の職員も任命されていることがわかった。また、奈良県については、60代を任命していることがわかった。60代の回答者の職位を個別に確認したところ、会計年度任用職員と係長級のリエゾンからの回答であったことから、役職を解かれた再任用の職員を任命していることが推測される。

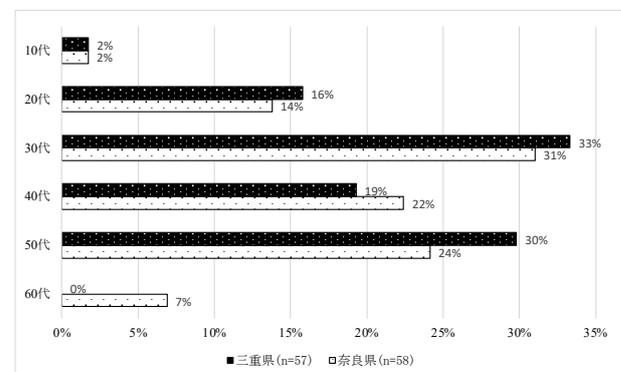


図2 年代

c) 職位

図3に職位の集計結果を示す。両県とも一般職員が最も多かった。奈良県では課長補佐級が管理職として位置付けられており、調整を主に担う総括は課長補佐級が任命されている。三重県でも課長補佐級は任命されているが、管理職としては位置付けられておらず、担う業務は職位によって変化はしない。また、藤原ら⁹⁾が実施した三重県へのヒアリング調査の結果によると、三重県は管理職を任命していないことが確認されていたが、課長級からの回答が1件あった。本研究の質問紙調査は藤原ら⁹⁾がヒアリング調査を実施した翌年度に実施したため、本調査を行った令和4年度は1人以上任命されている可能性がある。奈良県では再任用の職員であることが推測される会計年度任用職員を任命している点が特徴的である。

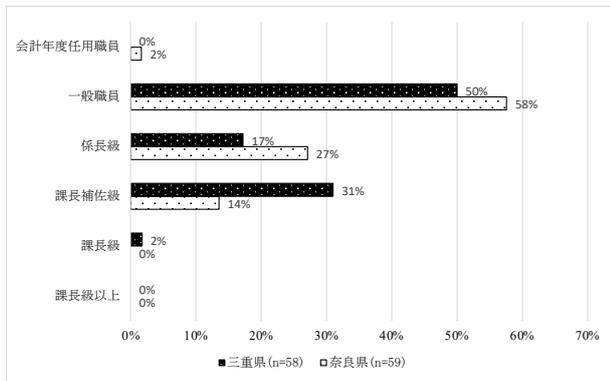


図3 職種

d) 職種

図4に職種の集計結果を示す。両県とも事務職が多かった。奈良県は「その他」が2番目に多く選択された。自由記述で具体的な職種を回答させた結果を確認したところ、化学技術職などの技術職で構成されていた。

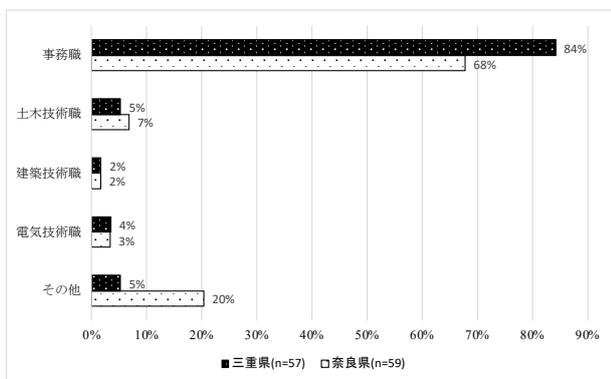


図4 職種

e) 防災担当経験の有無

図5に防災担当経験の有無の集計結果を示す。両県とも防災担当経験を考慮して各所属にリエゾンの選出依頼を行なっているが、回答者の半数以上は防災担当経験がないことを確認することができた。

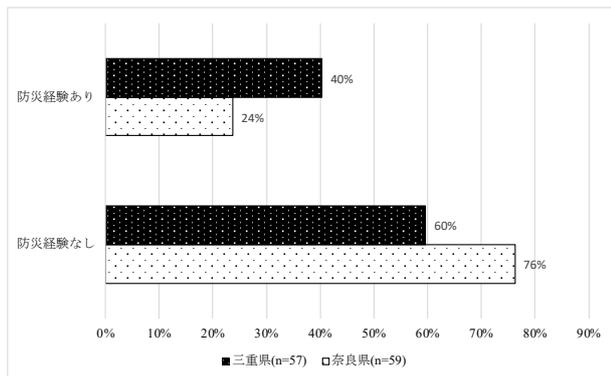


図5 防災担当経験の有無

f) リエゾンの典型的な職員像

調査で得られたデータから描く三重県と奈良県のリエゾンの典型的な職員像は、「一般職員の事務職で、防災担当経験が無い、30代の男性」となることがわかった。上記の5つの属性項目ごとに、フィッシャーの正確確率検定を行ったところ、全ての項目で所属との関係に有意な差が確認されなかった(有意水準 $p < 0.05$)。また、第2章第1節で確認したとおり、両県とも防災担当経験を考慮しながら推薦が行われているが、回答者の半数以上が、

防災担当経験がないことがわかった。藤原ら⁶⁾は、三重県と奈良県の共通事項として「リエゾンは防災の知見がある者だけでは必要とする人員が確保できないこと」を確認している。本節で示したデータからは、上記を踏まえたリエゾンの任命状況の実態を把握することができた。

(2) 知見①「情報過程が整理され、リエゾンが収集する情報の位置付けが明確になっている状態が望ましい」の確認

支援を決定するための情報過程について、三重県は整理できていないことを、奈良県はチェックリストに基づく情報収集用の様式をリエゾンに提示し、支援の判断は県庁で行うことにより整理されていることを第2章第3節で確認した。本節ではそれぞれのリエゾンが情報過程をどのように認識しているのかを確認する。確認の方法は、リエゾンに対して「被災自治体への支援の必要性を判断するために、どのような情報が県災害対策本部で活用されるかを把握しているか」を質問し、「はい」、「いいえ」のいずれかを選択させた。前述のとおり、「被災市区町村に対する外部支援の必要性」について確認(または判断)を行う役割は44の都道府県で含まれていることから、代表的なリエゾンの業務の一つと判断し、情報過程を確認する設問に選定した。結果を表3に示す。三重県は89%が、奈良県は75%のリエゾンが「いいえ」を選択した。この結果から、被災自治体への支援の判断を行うために、県災害対策本部でどのような情報が活用されているかを把握しているリエゾンは、両県とも限られることがわかった。

次に、両県のリエゾンの認識に、所属が関連するのかが確認するために、有意水準を $p < 0.05$ としてカイ二乗検定を行ったところ、関連があることを確認できた ($\chi^2(1)=4.34, p=0.04$)。つまり、奈良県のリエゾンの方が、被災自治体への支援の必要性を判断するために、どのような情報が県災害対策本部で活用されているのかを把握している割合が有意に高かった。よって、奈良県は情報過程が整理され、リエゾンが収集する情報の位置付けが明確になっていることから、情報過程を共有できているリエゾンの割合が三重県より高いことが示唆される。これにより知見①と同じ結果が異なる視点から示唆された。一方で、奈良県の回答者の75%は被災自治体の支援の判断に活用されている情報を把握していないことも確認できた。奈良県のみ実施している情報収集の様式の提示は、一定の効果は確認できるが、被災自治体への支援の判断に関する情報過程の全体像を県庁とリエゾンが共有するためには十分とは言えないことが示唆された。

表3 県災害対策本部で活用されている情報の把握状況

質問	選択肢	三重県 (n=57)	奈良県 (n=59)
被災自治体への支援の必要性を判断するためには、どのような情報が県災害対策本部で活用されるかを把握されていますか	はい	6(11%)	15(25%)
	いいえ	51(89%)	44(75%)

(3) 知見②「リエゾンに求められる役割が発災覚知の前後で変化する」の確認

本節では発災覚知のフェーズの進行に合わせて、リエゾンがどの役割を重要と考えているのかを確認する。なお、本研究では災害対策本部の運営支援³⁾(以下「本部支援」とする)の役割を担うスキームは、リエゾン制度とは別に設計した方が望ましいという立場にたつて調査

および分析を実施している。よって、本節で確認する役割は、三重県と奈良県に共通する情報収集と調整に含まれる役割を対象とし、三重県のみリエゾンの役割に含まれる本部支援に関する認識は第4節で個別に確認する。

本研究では3つのフェーズを基礎自治体の状態に着目して設定した。1つ目は「災害発生覚知前(台風接近など災害発生が予測される場合に派遣された状態)」(以下「覚知前」とする)である。「覚知前」は、風雨や地震などの事象の発生前を意図するのではなく、風雨や地震などの事象に起因した災害の発生を、基礎自治体が覚知していない状態として設定した。なぜなら、本研究の対象とした三重県と奈良県は、災害の発生が予測される場合にリエゾンを派遣する。風水害時には、大雨や大型台風の接近で災害の発生を予測する。地震時には、震度階級を基に災害の発生を予測する。このため事象を区別せず、災害の発生が予測される状態を「覚知前」のフェーズに設定した。なお、全ての都道府県が「覚知前」のフェーズからリエゾンを派遣しているとは断言できない。しかし、令和元年房総半島台風の対応でリエゾンの派遣が発災3日後となった千葉県では、「気象警報が発表され、かつ、県が台風の暴風域に入ることが見込まれる場合」などの、「覚知前」のフェーズからリエゾンの派遣が可能となる制度の見直しが行われている¹⁰⁾¹¹⁾。関連する国の動向を確認する。令和3年に行われた災害対策基本法の改正では、地方公共団体間等の応援の要求に関する規定(災害対策基本法第67条、第68条および第74条から第74条の4)に、災害が発生するおそれのある段階が加えられた¹²⁾。また、応急対策職員派遣制度においても災害対策基本法の改正に合わせて「災害が発生するおそれがある段階」から応援職員の派遣が可能となるように要綱が改正されている¹³⁾。これらから、「覚知前」のフェーズから基礎自治体で情報収集などを担うリエゾンを派遣する必要性が示唆されるため、本研究では「覚知前」のフェーズも評価の対象とした。2つ目は「災害発生覚知直後(被災自治体が単独で対応が行えるか判断できていない状態)」(以下「覚知直後」とする)である。3つ目は災害発生覚知後(被災自治体が単独で対応が行えないと判断されている状態)」(以下「覚知後」とする)である。これらのフェーズは、藤原ら⁹⁾が、被災自

治体から県への支援要請や大規模災害発生の覚知を契機に、リエゾン担当者がリエゾンに求める役割が変化することを確認していることを基に設定した。役割は7つの項目を設定した。1つ目は、消防庁長官が地方自治体へ消防組織法に基づき報告を求める「被害情報の収集」を設定した。2つ目は、総務省がチェックリスト⁹⁾に基づき報告を求める「行政機能の確保状況に関する情報収集」を設定した。残りの5つは、被災地に赴いた都道府県職員の役割として防災基本計画²⁾に規定される項目を設定した。「人的ニーズの把握」、「災害対応の進捗状況の把握」、「被災自治体との調整」、「県災害対策本部との調整」、「関係機関との調整」が該当する。

質問紙調査で、フェーズごとのそれぞれの役割に対して、どの程度重要と考えるのかを確認した。回答は4件法のリッカート尺度で選択させた。

まず、三重県と奈良県の制度の差異によって、フェーズごとの役割の認識に差が生じるのかを確認した。Shapiro-Wilk検定(有意水準 $p < 0.05$)を行った結果、正規分布とは言えないことが確認されたため、分析は得られた結果を点数化し、ノンパラメトリック法であるMann-Whitney-U検定(有意水準 $p < 0.05$)を行なった。点数化は、役割を担うことが「重要である」を「4」に、「どちらかといえば重要である」を「3」に、「どちらかといえば重要でない」を「2」に、「重要でない」を「1」とした。3つのフェーズごとに全ての役割の認識に対して検定を行った結果を表4に示す。覚知後のフェーズの「県災害対策本部との調整」のみ有意差を確認できた。つまり、奈良県のリエゾンは三重県のリエゾンより有意に覚知後のフェーズにおいて県災害対策本部との調整を重要と考えていることが明らかになった。これは、奈良県において、発災後に派遣する総括の役割が、県庁との調整であることを明確にしていることが影響していると考えられる。この結果から、リエゾン制度上で状況に合わせたリエゾンの派遣が明確か不明確かの差異により、役割を重要と考える認識に影響があることが示唆された。一方で、「県災害対策本部との調整」以外の役割については、フェーズごとの役割の認識に三重県と奈良県のリエゾン間であまり差はなく、両者に大きな意識の違いはないと考えられる。

表4 フェーズごとの役割認識に関する Mann-Whitney-U 検定の結果

役割	グループ	n	覚知前				覚知直後				覚知後			
			平均値	中央値	標準偏差	有意確率	平均値	中央値	標準偏差	有意確率	平均値	中央値	標準偏差	有意確率
被害情報の収集	三重県	55	2.82	3	1.06	0.69	3.56	4	0.69	0.42	3.64	4	0.65	0.86
	奈良県	53	2.89	3	1.05		3.70	4	0.50		3.68	4	0.51	
行政機能の確保状況に関する情報収集	三重県	55	3.11	3	0.94	0.32	3.42	4	0.74	0.08	3.51	4	0.72	0.17
	奈良県	53	3.30	4	0.89		3.64	4	0.62		3.68	4	0.64	
人的ニーズの把握	三重県	55	3.09	3	0.93	0.42	3.40	4	0.74	0.29	3.64	4	0.59	0.06
	奈良県	53	3.21	3	0.86		3.53	4	0.67		3.77	4	0.54	
災害対応の進捗状況の把握	三重県	55	3.11	3	0.88	0.47	3.58	4	0.63	0.75	3.73	4	0.53	0.15
	奈良県	53	3.09	3	1.01		3.62	4	0.60		3.83	4	0.47	
被災自治体との調整	三重県	55	3.09	3	0.99	0.19	3.51	4	0.66	0.58	3.65	4	0.58	0.18
	奈良県	53	3.23	3	0.91		3.57	4	0.57		3.77	4	0.51	
県災害対策本部との調整	三重県	55	3.29	4	0.90	0.30	3.58	4	0.74	0.66	3.71	4	0.63	0.01**
	奈良県	53	3.40	4	0.79		3.68	4	0.51		3.94	4	0.31	
関係機関との調整	三重県	55	2.65	3	0.99	0.10	2.95	3	0.89	0.25	3.25	3	0.87	0.67
	奈良県	53	2.87	3	0.90		3.02	3	0.89		3.28	3	0.84	

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$

次に、フェーズの進行によって、それぞれの役割に対する認識が変化するかを確認する。フェーズごとの役割認識に関して有意差のあった「県災害対策本部との調整」を除く6つの役割を対象に三重県と奈良県のデータを区別せず分析し、重要と考える役割の認識の差異を確認した。「覚知前」、「覚知直後」、「覚知後」の3つのフェーズの結果に対して、それぞれの役割ごとに対応のある3群以上の比較を行うFriedman検定(有意水準 $p < 0.05$)を行った。分析の結果、全ての役割で、1%水準以下で有意差を確認できた。

重要と考える役割認識に有意差を確認できたことから、どのフェーズ間で有意差があるのかを確認するために役割ごとにScheffe法による多重比較検定を行った。分析方法は、田邊¹⁴⁾および杉浦ら¹⁵⁾を参考にした。結果を表5に示す。表5の結果から「覚知前-覚知直後」、「覚知前-覚知後」のフェーズ間は、全ての役割で重要と考える認識が高まっている。「覚知直後-覚知後」のフェーズ間は「人的ニーズの把握」、「関係機関との調整」の2つの役割で重要と考える認識が高まっている。このことから、「人的ニーズの把握」、「関係機関との調整」の役割は、

表5 多重比較検定の結果

役割	覚知前	覚知直後	覚知後	多重比較検定p値			
				覚知前-覚知直後	覚知前-覚知後	覚知直後-覚知後	
被害情報の収集	平均値	2.85	3.63	3.66	<.001**	<.001**	0.980
	標準偏差	1.05	0.61	0.58			
行政機能の確保状況に関する情報収集	平均値	3.20	3.53	3.59	0.002**	<.001**	0.639
	標準偏差	0.92	0.69	0.68			
人的ニーズの把握	平均値	3.15	3.46	3.70	0.005**	<.001**	0.005**
	標準偏差	0.90	0.70	0.57			
災害対応の進捗状況の把握	平均値	3.10	3.60	3.78	<.001**	<.001**	0.089
	標準偏差	0.94	0.61	0.50			
被災自治体との調整	平均値	3.16	3.54	3.71	<.001**	<.001**	0.091
	標準偏差	0.95	0.62	0.55			
関係機関との調整	平均値	2.76	2.98	3.27	0.014*	<.001**	0.002**
	標準偏差	0.95	0.89	0.85			

*: $p < 0.05$, **: $p < 0.01$

(n=108)

段階的に重要と考える認識が高まり、その他の4つの役割は、覚知直後で重要と考える認識が高まり覚知後まで持続していると考えられる。

(4) 知見③「災害対策本部の運営支援の役割はリエゾンが担うことは難しい」の確認

a) 本部支援の役割を兼ねることができるのかの認識

本部支援の役割をリエゾンが兼ねることができるのかについて確認した結果を図6に示す。回答の選択肢は「はい」、「いいえ」、「わからない」とし、いずれかを選択させた。「はい」を選択したリエゾンは、三重県が12%、奈良県が21%であり、両県とも回答の中で最も少なかった。得られた結果に、三重県と奈良県の所属が関連しているのかを確認するために有意水準を $p < 0.05$ としてカイ二乗検定を行ったところ、関連があるとは言えないことがわかった($\chi^2(2)=2.57, p=0.28$)。つまり、リエゾン制度に本部支援の役割が含まれているのかの有無に関わらず、本部支援の役割を兼ねることができるリエゾンは限られることがわかった。

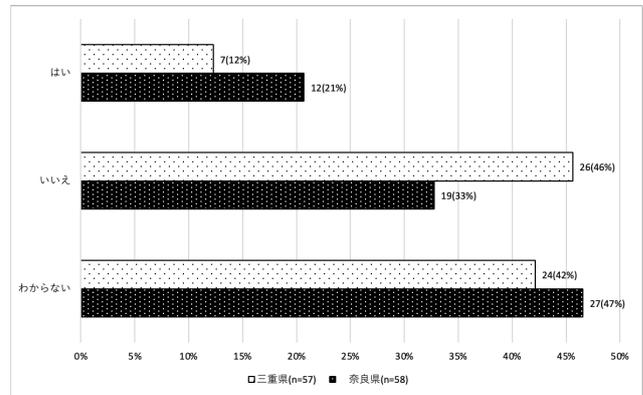


図6 本部支援の役割を兼ねることができるのかの認識

表6 リエゾンが本部支援の役割を兼ねることができないとされる理由の整理結果(三重県)

《カテゴリ》 (記述合計数)	《サブカテゴリ》 (記述合計数)	サブカテゴリを構成する主要な記述	記述数
①業務遂行能力がない(31)	技能がない(6)	管理職の県職員でも難しい	1
		企画・助言のハードルが高い	1
		支援を行うための訓練を受けていない	2
	経験がない(10)	支援を行える技能を持つ県職員は限られる	1
		判断することが多い	1
		経験がない	10
知識が足りない(13)	支援を行うための研修を受けていない	2	
	知識が足りない	11	
	能力が足りない(2)	能力が足りない	2
②業務範囲が広い(3)	自治体職員との信頼関係がない(3)	運営支援まで関わるできない	2
		業務を絞った方が良い	1
③市町を知らない(15)	自治体の状況がわからない(7)	自治体職員との信頼関係がない	3
		自治体の体制がわからない	3
		自治体によって対応の仕方が異なる	2
		市町の業務を把握していない	1
	市町の災害対応の方法を把握していない	1	
土地勘がない(5)	土地勘がない	5	
④支援を前提とした人選が行われていない(8)		ある程度の役職が必要	1
		健康・体力で問題のない人員が必要	1
		支援を前提とした人選が行われていない	1
		大半は防災担当経験がない	3
		求められる能力が違う	1
リエゾンは各部署に割り当てられた人数合わせの者	1		

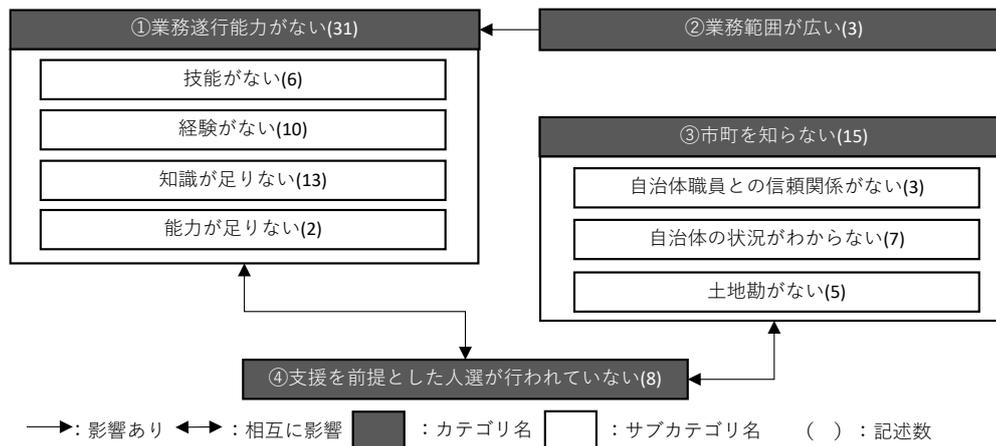


図7 リエゾンが本部支援の役割を兼ねることができないとされる理由の構造（三重県）

b) 本部支援の役割を兼ねることができないとされる理由

リエゾンが本部支援の役割を兼ねることができないとされる原因を探索するために、前項の質問（図6）で「いいえ」を選択した場合にのみ、その理由を自由記述で尋ね、得られた記述をKJ法¹⁶⁾を用いて分析した。分析は三重県の25名から得られた57の記述と、奈良県の18名から得られた33の記述を用いて、それぞれ行った。なお、両県ともに1名の未回答者が確認されたため、図6で「いいえ」を選択した回答者数とデータ数が異なる。

まず、記述1つあたり1つのラベルを作成し、内容が類似しているものを集約しサブカテゴリとして命名した。さらに、サブカテゴリの内容が類似しているものを集約し、カテゴリ名を決定した。サブカテゴリをまとめることができなかったラベルについては、そのままサブカテゴリを構成せずにカテゴリとして命名した。サブカテゴリおよびカテゴリの生成は、筆頭著者が分類した経過と結果に加えて、その理由を共著者に説明し、同意を得る手順で行った。ここまでの手順で生成されたカテゴリとサブカテゴリで空間配置を経て図解化を行った。三重県と奈良県のそれぞれの結果を順に確認する。

三重県の57の記述は、4個のカテゴリ、7個のサブカテゴリに分類された（表6・図7）。以下で解釈を説明する。三重県のリエゾンは、リエゾンには本部支援を行うための「①業務遂行能力がない」と考えられているようである。「①業務遂行能力がない」のカテゴリは「技能がない」、「経験がない」、「知識が足りない」、「能力が足りない」の4つのサブカテゴリで構成される。本部支援に関する「企画・助言のハードル」が高く、実行するためには、災害対応に関する技能、経験、知識、能力を習得する必要があるが、これらを習得するための訓練や研修の機会はないようである。その結果、本部支援がリエゾンの役割に含まれていることに対して「②業務範囲が広い」と受け止められていると考えられる。また、「自治体職員との信頼関係がない」、「自治体の状況がわからない」、「土地勘がない」の3つのサブカテゴリで生成された「③市町村を知らない」ことも、本部支援を行うための課題であることが認識されていた。これらが影響して「④支援を前提とした人選が行われていない」と認識されているようである。

奈良県の33の記述は、5個のカテゴリ、10個のサブカ

表7 リエゾンが本部支援の役割を兼ねることができないとされる理由の整理結果（奈良県）

《カテゴリ》 (記述合計数)	《サブカテゴリ》 (記述合計数)	サブカテゴリを構成する主要な記述	記述数
①業務遂行能力がない(18)	技能がない(5)	技能がない	1
		訓練を受けていない	3
		市町村から出された情報を県へ送るくらいしかできない	1
	経験がない(1)	リエゾン経験のない方に運営支援は厳しい	1
	知識がない(11)	企画・助言を行うような研修を受けていない	2
	知識がない	5	
	リエゾンは防災関連部署の職員でない	4	
②市町村を知らない(8)	能力がない(1)	能力がない	1
	市町村災害対策本部の役割を知らない(1)	市町村災害対策本部の役割を知らない	1
	住民がわからない(2)	住民の生活状況がわからない	1
		住民性を詳細に把握しておく必要がある	1
③何もできないと感じるから(1)	職員を知らない(2)	顔の見える関係ができていない	1
		市町村の災害対策本部職員と日々交流していない	1
	地理がわからない(3)	地域の地理がわからない	3
④情報収集に支障が生じる(2)	何もできないと感じるから		1
	⑤連絡調整以外に携わってはいけない(4)	運営にかかわることで情報の収集、整理、県への伝達にタイムラグや漏れが生じる	1
		被害情報の収集等に忙殺されて、運営支援まで対応できる余力がない	1
⑤連絡調整以外に携わってはいけない(4)	連絡調整に徹するべき(3)	連絡調整に徹するべき	3
	責任を負わない被災自治体以外の職員が組織の運営に携わってはいけない(1)	責任を負わない被災自治体以外の職員が組織の運営に携わってはいけない	1

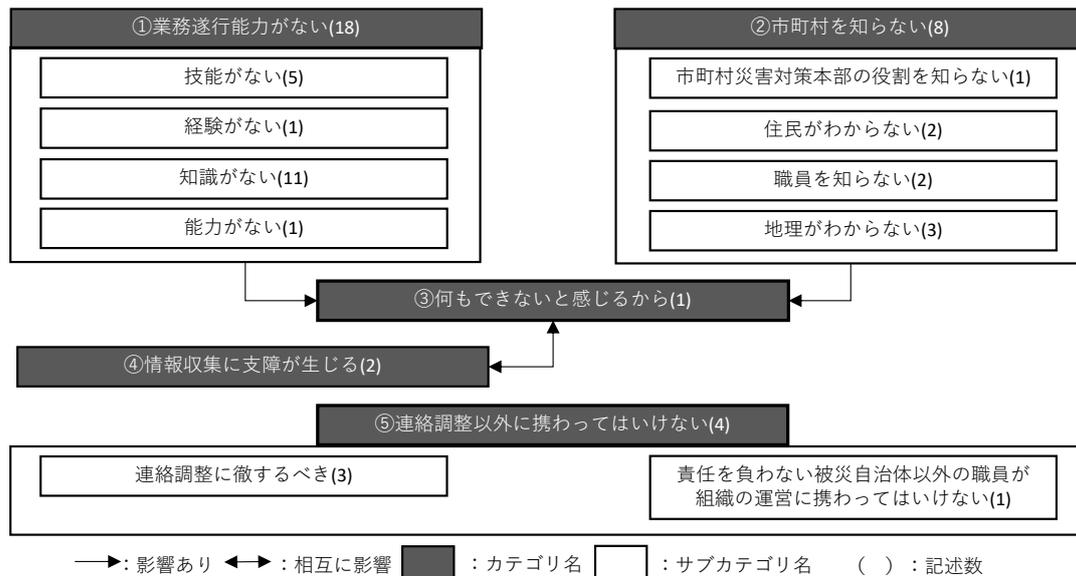


図 8 リエゾンが本部支援の役割を兼ねることができないとされる理由の構造（奈良県）

テゴリに分類された（表 7・図 8）。以下で解釈を説明する。奈良県のリエゾンは「①業務遂行能力がない」と「②市町村を知らない」ことに起因して、「③何もできないと感じるから」リエゾンが本部支援の役割を兼ねることができないと考えられているようである。さらに、本部支援の役割をリエゾンが兼ねることで、「④情報収集に支障が生じる」と認識されているようである。また、リエゾンが本部支援に関わることに否定的な記述を確認することができた。リエゾンなどの「責任を負わない被災自治体以外の職員が組織の運営に携わってはいけない」ことから「連絡調整に徹すべき」で、「⑤連絡調整以外に携わってはいけない」と認識されているようである。

両県の違いの特徴を確認する。三重県は、本部支援を行うための実効性の課題として「④支援を前提とした人選が行われていない」のカテゴリが生成されている（表 6・図 7）。奈良県では、本部支援に携わることで「④情報収集に支障が生じる」ことから、「⑤連絡調整以外に携わってはいけない」として、本部支援の役割をリエゾンが担うことに否定的なカテゴリが生成されている（表 7・図 8）。つまり、本部支援がリエゾンの役割に含まれていない奈良県の方が、強い表現で否定的なカテゴリが生成されたことを確認できた。このことから、リエゾンの役割に新たに本部支援の役割を追加することに対しては、リエゾンの心理的な課題が生じることが示唆される。

両県の共通点を確認する。両県に共通して「業務遂行能力がない」、「市町（村）を知らない」の 2 つのカテゴリが生成された。リエゾンが本部支援を兼ねることができないとされる要素の一つと考えられる。

4. 考察

本研究では藤原ら⁶⁾が、リエゾン担当者へのヒアリング調査を通じて得た知見を対象として、三重県と奈良県のリエゾンへの質問紙調査を通じて、リエゾンの任命状況の実態を把握したうえで、同じ結果が得られるのかを確認した。結果を踏まえて、リエゾン制度の実効性を高める対策を以下に考察する。

(1) 情報過程の構築と関係者間での共有

三重県と奈良県のリエゾンの任命状況の実態を確認したところ、両県のリエゾンの典型的な職員像は、「一般職員の事務職で、防災担当経験が無い、30代の男性」となることがわかった（第 3 章第 1 節）。知見①「情報過程が整理され、リエゾンが収集する情報の位置付けが明確になっている状態が望ましい」に関して、異なる視点から同じ結果が得られるのかを確認するために、「被災自治体への支援の必要性を判断するために、どのような情報が県災害対策本部で活用されるかを把握しているか」を確認した。その結果、奈良県は情報収集用の様式を基にリエゾンが情報収集を行い、県庁で支援の判断を行うことを明確にしていることから、情報過程を共有できているリエゾンが三重県より有意に多かった。しかし、奈良県の回答者の 75%は被災自治体の支援の判断に必要な情報を把握していないことも確認できた（第 3 章第 2 節）。つまり、情報過程が整理され、リエゾンが収集する情報の位置付けが明確になっている状態が望ましいことに関して、異なる視点から同じ結果が示唆されたものの、奈良県も十分に情報過程が共有できているとは言えない。これらの結果から、防災担当経験が無いリエゾンが、どのように活用されているのかが不明確な情報を収集している現状が見えてきた。対応策としては、都道府県で想定される意思決定の項目と、それを決断するための情報を結びつけて整理し、災害対策本部で活動する職員とリエゾンが情報過程を共有できている状態を構築することが考えられる。これにより、リエゾンは、意思決定者が「何を、いつ、決断するのか」を明確にしたうえで、必要となる情報要求を受けている状態となることから、能動的に情報収集を行うことが可能となる。

上述の概念を災害対応の現場に適応させることを目的として、全ての都道府県に意思決定が求められる、災害救助法の適用を対象とした情報過程の具体例を提示する。災害救助法は都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用するものである。住家被害（施行令第 1 号～第 3 号基準）や生命・身体への危害（おそれを含む）（施行令第 4 号基準）が適用の判断基準に用いられており¹⁷⁾、迅速に災害救助法を適用するためには、被災自治体の情報収集が欠かせない。災害救助法の適用を対象とした情報

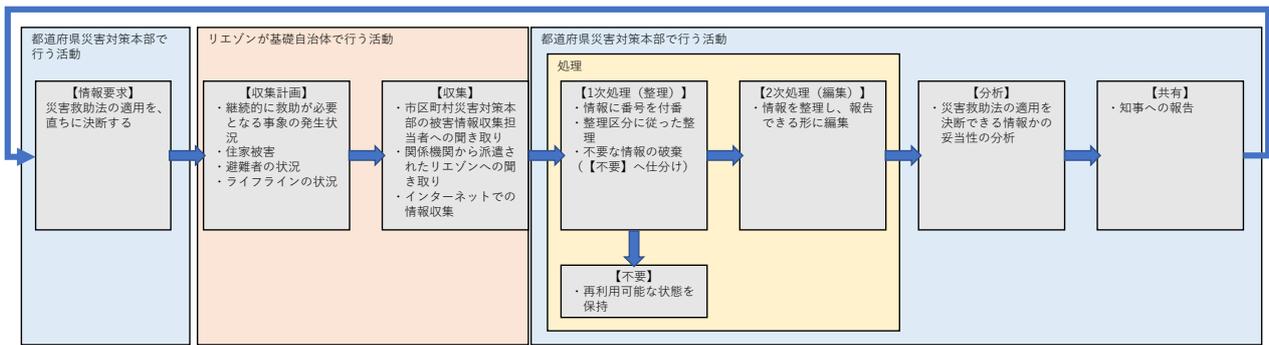


図9 災害救助法の適用を対象とした情報過程の具体例

※東田ら¹⁸⁾の図1 情報過程(The Intelligence Cycle)を引用し著者作成

過程の具体例を、東田ら¹⁸⁾の情報過程を基に作成したものが図9である。まず、意思決定者(知事)からの情報要求で「何を、いつ、決断するのか」を明確にし、情報を要求することから情報過程は開始する。これは、「インテリジェンス自体が判断・行動するために必要な知識」であることから、「インテリジェンスを要求するカスタマーが存在」していると北岡¹⁹⁾が指摘していることを参照した。具体例の【情報要求】は「災害救助法の適用を(何を)、直ちに(いつ)、決断する」こととした。「直ちに(いつ)」としたのは、災害救助法の適用は、「法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要」と国が示していることによる¹⁷⁾。【情報要求】は都道府県災害対策本部からリエゾンに対して行われる。次の【収集計画】は、情報要求に従い「入手可能な情報の列挙」などの情報収集計画が作成される。具体例には、災害救助法の適用に関連する情報を列挙した。近年の災害救助法の適用は、主に施行令第4号基準で行われていることから¹⁷⁾、継続的に法に基づく救助が必要となり得る事象の発生を把握することが、最も重要となろう。【収集】には、情報収集の具体的な方法を記載した。【1次処理(整理)】は、リエゾンが都道府県災害対策本部へ報告した情報の整理を指す。この過程では、都道府県災害対策本部が情報に番号を付番するなどの整理が行われ、【不要】と判断された情報は、再利用が可能な状態を保持し整理される。【2次処理(編集)】では、報告できる形に情報が編集される。その結果を【分析】し、災害救助法の適用を判断できる情報かの妥当性が確認され、最終的に【共有】の過程で、意思決定者(知事)に報告される。以上の情報過程が繰り返されることで、災害救助法の適用が決断されることとなる。本研究で提示した情報過程の具体例を基に情報を処理する過程には、異なる役割を担う職員が携わることが想定される。組織としての判断を行うために、情報過程のどの部分を、誰が担っているのかを共有しておくことが肝要となろう。なお、図9は、リエゾンの活動に着目して作成していることから、都道府県災害対策本部の職員が行う【収集計画】、【収集】の活動は含めていない。

(2) 災害フェーズの進行に合わせたリエゾンの派遣

知見②「リエゾンに求められる役割が発災覚知の前後で変化する」に関して、異なる視点から同じ結果が得られるのかを確認した結果、分析対象とした6つの役割において「覚知前-覚知直後」、「覚知前-覚知後」のフェーズ間で有意に重要と考える認識が高まることが示唆さ

れた(第3章第3節)。これにより、知見②に関して、異なる視点から同じ結果が示唆された。役割には被災自治体や、関係機関との調整も含まれている。紅谷⁴⁾は、愛媛県の平成30年7月豪雨の対応で、課長級の管理職を派遣したことにより、被災自治体での調整や意思決定がスムーズに進められたことを報告している。また、調整相手には市町村の幹部職員が相手になることが想定される⁶⁾。これらから、覚知直後から重要と考える認識が高まる調整の役割に対応するためには、藤原ら⁶⁾が提案している「都道府県からも管理職が派遣されることが望ましい」が妥当と考えられる。

(3) 本部支援を行う制度とリエゾン制度の分離

知見③「災害対策本部の運営支援の役割はリエゾンが担うことは難しい」に関して、異なる視点から同じ結果が得られるのかを確認するために、リエゾンが本部支援の役割を兼ねることができるのかを尋ねたところ、兼ねることができると考えているリエゾンは、両県に共通して限られることがわかった(第3章第4節第a項)。また、その原因を探索するために、本部支援の役割を兼ねることができないとされる理由をそれぞれ分析したところ、共通要素として「業務遂行能力がない」、「市町村(村)を知らない」の2点を抽出することができた(第3章第4節第b項)。これらから、知見③に関して、異なる視点から同じ結果が示唆された。リエゾン制度と別に本部支援を行う制度を設ける必要性について、本研究で得られたデータを用いて、その理由を検討する。

前述のとおり、リエゾンが本部支援の役割を兼ねることができないとされる両県に共通する理由は、「業務遂行能力がない」、「市町村(村)を知らない」の2点である。言い換えると、本部支援を行うためには、これら2点を習得していることが必要と考えられているようである。「業務遂行能力がない」のカテゴリは、両県に共通して「知識」および「技能」がないことを示すサブカテゴリの生成を経て作られたものである。柳橋ら²⁰⁾によると、内閣府は防災スペシャリストに求める活動遂行能力として「知識」、「技能」、「態度」に分類される能力要素を、防災活動を行う上で個人が有しておく能力と位置付けて研修を行なっている。よって、災害対応を行うための「知識」および「技能」は、防災スペシャリストに求められる能力であることから、第3章第1節で属性を確認したリエゾンに本部支援の役割を求めることは難しい。これは、本部支援を担う災害マネジメント総括支援員⁽⁴⁾に、「災害のフェーズ」に応じた災害対応の在り方に関する知見が求められることに裏付けられる²¹⁾。

「市町（村）を知らない」ことは、リエゾン以外のスキームで本部支援を行う応援職員にも共通する課題である。都道府県を跨いで派遣調整が行われる災害マネジメント総括支援員も、基本的には知らない土地で、初めて会う被災自治体職員と活動を行っている。つまり、「市町（村）を知らない」状態が活動開始前に解消されている状態が望ましいものの、絶対条件ではないことが、活動実績^{例えば 22)}から示唆される。これらを踏まえると、リエゾン制度とは別に本部支援を担う制度を設けなければならない理由は、リエゾンには本部支援を担うための「業務遂行能力がない」ことと考えられる。

(4) リエゾンの任命状況の実態を踏まえた課題への対策

リエゾンの活動の実効性を高めるためには、役割の範囲と業務内容を具体化することが対策の一つと考えられる。災害フェーズの進行に合わせた確かな情報収集や被災自治体との調整などの高度な活動を実行できるリエゾンを養成することが望ましい。しかし、本研究で確認した三重県と奈良県のリエゾンは、防災担当経験の無い職員も含めてリエゾンに任命されていた。さらに、藤原⁹⁾は両県ともに任期が1年であることを確認している。この実態を踏まえると、リエゾンに求める高度な活動を実行できる職員を養成することには課題がある。この課題への対策として、リエゾンの役割の範囲と業務内容を具体化し、「誰が、何を行うのか」を明確にすることで、個人の能力に依存しない対応に近づけることができる。本章の考察は、その一端を担えと考える。

第1節で考察した情報課程が災害フェーズの進行に合わせて整理されることで、意思決定すべき事項に応じた情報が特定されるため、業務内容が具体化され、能動的に情報収集することが可能となる。第2節で考察した災害フェーズの進行に合わせてリエゾンに求められる役割が変化することを踏まえて、奈良県のように、覚知直後には被災自治体との調整を担う管理職を追加で派遣することで、情報収集を担うリエゾンと調整を担うリエゾンの役割の範囲と業務内容が明確になる。第3節で考察した本部支援を行う制度とリエゾン制度を分けることで、三重県のように本部支援がリエゾンに求める役割に含まれている場合には、リエゾンの役割の範囲を絞ることができる。さらに、「業務遂行能力がない」職員が本部支援に就かなければならない状況を防ぐことができる。

これらを踏まえて、リエゾンの役割の範囲と業務内容を具体化することで、任命すべき職員の属性の設定や、向上させるべき能力を特定した訓練や研修の設計を行うことが可能となり、リエゾンが行う活動の実効性を高めることに期待できる。

5. まとめ

本研究では、三重県と奈良県のリエゾンの任命状況の実態を把握したうえで、藤原⁹⁾が得た3つの知見に関して、異なる視点から同じ結果が得られるのかと、リエゾン制度の設計が与える影響を確認し、結果を踏まえて対策を考察した。リエゾンの視点からの知見の確認結果と、リエゾン制度が与える影響の総括を表8に示し、要旨を以下にまとめる。

三重県と奈良県のリエゾンの任命状況の実態を確認したところ、両県のリエゾンの典型的な職員像は、「一般職員の事務職で、防災担当経験が無い、30代の男性」となることがわかった（第3章第1節）。知見①「情報過程が整理され、リエゾンが収集する情報の位置付けが明確になっている状態が望ましい」は、奈良県の方が三重県より有意に県災害対策本部が支援の判断に利用している情報を把握しているリエゾンが多かったことから知見と同じ結果が示唆された。これは、奈良県では支援の判断に関する情報過程が整理され、リエゾンが収集する情報の位置付けが明確になっていることによるものと考えられる。また、奈良県が実施している情報収集用の様式の提示は、三重県との比較から活用されている情報の把握に寄与していることが示唆されたが、十分とは言えないことがわかった（第3章第2節）。三重県と奈良県のリエゾンの任命状況の実態および知見①の検証結果を踏まえて、防災担当経験がない者をリエゾンとして派遣することを前提とし、情報過程を整理しておく必要があることを考察した。情報過程については、概念を災害対応の現場に適応させることを目的として、災害救助法の適用を対象とした具体例を提示した。今後、自衛隊派遣要請の決定などの他業務の情報過程の構築や、所属する都道府県の実情に合わせた整理が行われ、災害対応の現場に適応されることが望まれる。

知見②「リエゾンに求められる役割が発災覚知の前後で変化する」は、「覚知前-覚知直後」、「覚知前-覚知後」のフェーズ間で有意に重要と考える認識が高まることから知見と同じ結果が示唆された（第3章第3節）。結果を踏まえて、覚知直後のフェーズには、調整を担うために管理職を派遣することが望ましいことを確認した。また、三重県より奈良県のリエゾンの方が有意に「県災害対策本部との調整」を覚知後に重要と考える認識が高かった。このことから、リエゾン制度上で状況に合わせたリエゾンの派遣が明確か不明確かの差異は、フェーズごとの役割の認識に影響を与えていることが示唆された。

知見③「災害対策本部の運営支援の役割はリエゾンが担うことは難しい」は、リエゾンが本部支援の役割を兼ねることができると考えているリエゾンは限られていた

表8 リエゾンの視点からの知見の確認結果とリエゾン制度の設計が与える影響の総括

知見	対象となるリエゾン制度	三重県	奈良県	知見の確認結果	リエゾン制度の設計が与える影響
【知見①】情報過程が整理され、リエゾンが収集する情報の位置付けが明確になっている状態が望ましい	情報収集用の様式を提示	×	○	【知見と同じ結果を示唆】 情報過程が整理されていることで、有意に被災自治体の支援の判断に利用される情報を把握しているリエゾンが多くなることを示唆された	【影響あり】 奈良県のリエゾンの方が、有意に被災自治体の支援の判断に利用される情報を把握しているリエゾンが多かった
【知見②】リエゾンに求められる役割が発災覚知の前後で変化する	状況に合わせたリエゾンの派遣	不明確	明確	【知見と同じ結果を示唆】 「覚知前-覚知直後」「覚知前-覚知後」のフェーズ間で役割を重要と考える認識が高まることを示唆された	【影響あり】 奈良県のリエゾンの方が有意に「県災害対策本部との調整」を覚知後に重要と考える認識が高かった
【知見③】災害対策本部の運営支援の役割はリエゾンが担うことは難しい	災害対策本部の運営支援が役割に含まれる	○	×	【知見と同じ結果を示唆】 支援の役割を兼ねることができると考えているリエゾンは限定的であった	【影響なし】 三重県と奈良県の回答に所属が関連しているとは言えないことを確認した

ことから知見と同じ結果が示唆された。また、得られた結果に所属が関連していると言えないことをカイ二乗検定で確認した(第3章第4節第a項)。リエゾン制度とは別に本部支援を行う制度を構築し、派遣する職員は「業務遂行能力」を高めておくことが本部支援の役割を果たすための条件となる。また、絶対条件とはならないが、事前に本部支援を行う職員を派遣する自治体を割り当て、「市町(村)」の人、土地、住民性を把握しておくことが望ましい。

本研究の限界を2点挙げる。1点目は、藤原ら⁶⁾が三重県と奈良県の共通事項として「リエゾンは防災の知見がある者だけでは必要とする人員が確保できないこと」を確認しているが、その実態については確認できていないことである。実態を確認するためには、防災担当経験者の人員数や、時点の職責によりリエゾンに任命できない条件などを調査し、防災担当経験者以外をリエゾンに任命しなければならない原因を確認する必要がある。2点目は、三重県と奈良県の2つの事例調査の結果のみで分析を行っていることである。今後は他の事例を調査し、リエゾンに関する知見を蓄積することで、成果の一般化に繋げていきたい。

補注

- (1) 本研究での情報過程とは、東田ら¹⁸⁾がCIA²³⁾などの諜報機関で用いられている Intelligence Cycle を参考に整理した情報処理プロセスを指す。
- (2) 三重県のリエゾン制度は、本研究の調査後である2022年12月から新制度が運用されている。
- (3) 本研究における「災害対策本部の運営支援」とは、「被災自治体の災害対策本部の運営に係る企画・助言を行うこと」と定義し、質問紙にも明記したうえで調査を行なった。
- (4) 災害マネジメント総括支援員とは、総務省が構築した応急対策職員派遣制度で被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を中心となって行う応援職員である。

謝辞

本稿執筆にあたり、調査に協力いただいたリエゾンの皆様と、三重県庁及び奈良県庁のリエゾン担当者には多大なご尽力をいただいた。また、三重大学大学院地域イノベーション学研究所の西村訓弘先生にご指導いただいた。ここに明記して謝意を表したい。

参考文献

- 1) 三重県防災会議：三重県地域防災計画，2023。
- 2) 中央防災会議：防災基本計画，2023。
- 3) 熊本県：コロナ禍に発生した災害対応令和2年7月豪雨熊本県はいかに動いたか、ぎょうせい，2021。
- 4) 紅谷昇平：水害被災市町村の応急対応に対する当該都道府県による人的支援の役割，地域安全学会論文集，41巻：pp.295-302，2022。
- 5) 木山正一：被災自治体の初動対応サーベイランス調査票の検討，DRI調査研究レポート Vol.41，pp.111-122，2019。
- 6) 藤原宏之，辻岡綾，岸江竜彦，竹之内健介，宇田川真之，川口淳：災害時に都道府県が基礎自治体へ派遣するリエゾン職員の制度課題の分析，地域安全学会論文集，41巻：pp.303-313，2022。
- 7) 佐藤郁哉：社会調査の考え方 [下]，東京大学出版会，2015。
- 8) 佐藤郁哉：トライアングレーション(方法論的複眼)とは何か？，インターナショナルナースィングレビュー，第28号2巻，pp.30-36，2005。
- 9) 総務省自治行政局長，消防庁次長：大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について(通知)，2017。(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/290411_soukouushi26_sai51.pdf，2023年3月29日閲覧)
- 10) 千葉県：令和元年房総半島台風等への対応に関する検証報告書，2020。
- 11) 千葉県防災危機管理部防災政策課：令和元年房総半島台風等への対応に関する検証報告 令和元年房総半島台風等への対応に関する検証と今後の対応，地域防災，2020年8月，pp.20-25。2020。
- 12) 内閣府政策統括官(防災担当)，消防庁次長：災害対策基本法等の一部を改正する法律について，2020。(https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/pdf/r3_01_sikoutuut i_ky.pdf，2023年11月27日閲覧)
- 13) 総務省自治行政局公務員部長：「応急対策職員派遣制度に関する要綱」及び「応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル」の改正について，2020。(https://www.hyghshinko.or.jp/gyozai/pdf/05_kankeishiryu/pdf/02-74.pdf，2023年11月27日閲覧)
- 14) 田邊直紀：研究報告のための統計学多群データの検定3，日本顎咬合学会誌咬み合わせの科学，39巻1-2号，pp.62-77，2019。
- 15) 杉浦陽子，高妻和哉，安増毅，時光一郎，植松幹雄，細谷哲男：機能的便秘者に対する低分子化アルギン酸ナトリウムおよびグアーガム部分分解物の混合物の便通ならびに腹部不快感の改善に関する最小有効量の検討，日本家政学会誌，59巻3号，2008。
- 16) 川喜田二郎：KJ法-渾沌をして語らしめる，中央公論社，1986。
- 17) 内閣府政策統括官(防災担当)：災害救助法の概要，2022。(https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_a7.pdf，2023年4月9日閲覧)
- 18) 東田光裕，牧紀男，林春男：ICSの枠組みに基づく効果的な危機対応を可能とする情報過程(インテリジェンス・サイクル)のあり方-神戸市の防災対応マニュアルの分析から-，地域安全学会論文集，8巻：pp.191-196，2006。
- 19) 北岡元：インテリジェンス入門[第2版]，慶應義塾大学出版会，2009。
- 20) 柳橋則夫，林春男，元谷豊，竹本加良子，山本晋吾：防災スペシャリスト要請のための仕組みの基礎構築，地域安全学会論文集，27巻：pp.189-198，2015。
- 21) 大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会：報告書，2017。
- 22) 熊野町：熊野町平成30年7月豪雨被災誌，2021。
- 23) Central Intelligence Agency：The Intelligence Cycle (https://irp.fas.org/cia/product/facttell/intcycle.htm，2023年7月31日閲覧)

(原稿受付 2023.8.26)

(登載決定 2024.1.20)